

和泉個審答申第 1 号
平成 14 年 1 月 7 日

和泉市長 稲田 順三 様

和泉市個人情報保護審査会
会長 前田 徹生

住民基本台帳ネットワークシステムによる他の市町村・大阪府（大阪府サーバ）並びに国の情報機関（指定情報処理機関）との通信回線による結合について（答申）

平成 13 年 10 月 22 日付け和泉市民第 127 号で諮問のありましたこのことについて、別紙のとおり答申いたします。

答 申 書

審議件名	住民基本台帳ネットワークシステムによる他の市町村・大阪府並びに国の情報機関（指定情報処理機関）との通信回線による結合について
審議の根拠条文	和泉市個人情報保護条例第10条ただし書 （電子計算機の結合に係る審査会の意見）
審議日	平成13年11月7日
審議結果	個人情報の保護に慎重な配慮を行うべきであるとの附帯意見を付けて承認する。

内 容

本件は、全国的な住民基本台帳ネットワークシステムを整備し、当該ネットワークを通じて、他の地方公共団体及び国の機関に対し、住民票に記載された市民の個人情報を提供することについて、当審査会の意見を求めるものである。

本システムの整備は、住民基本台帳法の改正に基づくものであるから、和泉市長は、システムを導入し、運用を行う法的な義務を負うものであるが、当審査会としては、和泉市個人情報保護条例の趣旨にかんがみて、本システム導入による個人情報の取扱いについて検討するため、所管課からの説明・質疑応答を経て審議を行ったものである。

その結果、本システム導入の可否、及び提供する情報の項目等については、法律により定められたものであるから、その是非を判断すべきものではなく、専ら市の運用体制が個人の権利利益の侵害を防ぐ観点から適切かどうかという点に着目したものであり、この点については、サーバコンピュータの管理、システム責任者の設置、操作者の限定、職員研修等、必要な措置を採ることとしており、適切なものであると認められる。

しかしながら、電子計算機を使用した個人情報の提供は、一旦漏えい等の事故が発生すると、回復不可能な被害が生じるおそれがあることにかんがみて、上記の保護措置を常に厳格に運用し、慎重に対応する必要がある。とりわけ、本システムの適正な運用は、職員のモラルによる部分が大きいと考えられることから、操作者の限定、職員研修等については十分な配慮を期するよう、審査会として特に意見を付するものである。

(参考) 審査会の処理経過

日 付	処 理 内 容
平成13年10月22日	諮問書の受理
11月7日	審査会招集 ・ 市民課職員から諮問内容の説明 及び質疑応答 ・ 審議
平成14年 1月 7日	実施機関への答申